無料相談窓口のご案内

令和８年９月８日からの大雨により、住宅の浸水被害などを受けた市民の皆様を対象に、住宅の修理や再建に関する相談に対応するため、**浸水被害住宅の復旧等に係る相談窓口**を開設します。

📝 **相談内容**

浸水した住宅の復旧方法に関する相談や、応急修理から本格復旧までの進め方について助言します。

なお、建築の専門家が対応するのは、市の相談窓口で事前に相談し、罹災証明書などの申請を行った方のうち、**具体的な工事に関する技術的な相談**に限ります。

📩 **相談方法**

事前に、相談内容をメールでお送りください。

その際は、知りたい内容を簡潔にまとめ、必要に応じて被害状況がわかる写真なども添付してください。

その後、日程を調整したうえで、相談窓口へお越しいただきます。

電話での相談にも対応できますが、被害状況がわかる資料を持参のうえ、対面での相談をおすすめします。

施工業者が決まっている場合は、同行することもできます。

また、業者のみが代理で相談する場合は、罹災証明書に記載された世帯主の委任状（任意書式）が必要です。

なお、**現地での相談は原則として行いません。**

📂 **持ち物**

- 罹災証明書の写し（必須）
- 被害状況がわかる写真や動画（USB または CD-ROM）（必須）
- 災害救助法の住宅の応急修理申込書の写し（お持ちの方のみ）
- 見積書 ※費用に関する相談をする場合にのみ必要です（お持ちの方のみ）

📍 **相談場所**

愛知建築士会　会議室

⏰ **相談時間**

月曜日から金曜日まで

午前 10 時から正午まで

午後 1 時から午後 4 時まで

予約制です。相談時間は 1 回 1 時間以内です。

📮 **申込先**

愛知建築士会

メール　mail@aichishikai.or.jp

ファックス　052-201-3601